

No.164
2010.1広
報

おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成 22 年 1 月 1 日発行

子どもたちの安心、安全の為に学校耐震化

南海・東南海地震に備え、上板中学校から順次各学校耐震化事業に着手し、上板中学校校舎棟・管理棟の耐震化、一部改修工事が完了しました。体育館は現在建築中でご迷惑をおかけしておりますが、卒業式に使用できるよう 3 月上旬の完成を目指して雨の日も手を休めず工事を実施しております。

この事業は、学校校舎等の耐震診断結果に基づき、危険な建物を補強することにより地震に対して現在の建物基準強度を確保し、毎日生活する生徒の安全を守るために、文部科学省の交付金事業として採択された事業です。まだ耐震化の完了していない上板中学校特別教室棟・神宅小学校教室棟においても今後事業を実施していきます。

町財政厳しい中ではありますが、上板町の将来を担う子どもたちの安全確保の為に、町の最重要課題と位置づけ、事業を実施しております。これもひとえに町議会・学校教育関係者各位の深いご理解と P T A 保護者各位・隣接住民のご協力があったからこそであり、厚くお礼を申し上げますとともに今後尚一層のご協力をお願いします。



体 育 館

生徒のみなさんには、改修された学校施設を大切に利用し、安心して勉強・運動などに励んでいただきたいものです。

上板町の幼小中学校の耐震化状況については、上板町ホームページでご覧になれます。

<http://www.townkamiita.jp/>



校 舎 棟

● 主 な 目 次 ●

新年のごあいさつ	2
叙勲表彰関係	3
東とくしま小学生俳句大会	4
平成 21 年度ハンセン病回復者県民の交流会	5
スポーツ結果	6
各種お知らせ(臨時嘱託職員の登録者募集等)	8
所得税の確定申告は、自分で書いてお早めに！	10
平成 22 年度個人町・県民税の税制改正内容	12
20 歳がスタート！国民年金	14
保健行事予定表	15
お誕生おめでとう	16

町長新年のごあいさつ

上板町長 納田 伸 春

新年あけましておめでとうございませう。

皆様には健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。本年が皆様にとつて素晴らしい希望の年となりますよう、心よりお祈りいたします。

昨年の国政においては、政権交代という大きな変革があり、行政刷新会議の仕分けにより事業の抜本的な見直しが行われました。また、米国リーマンショックをはじめとする世界的経済恐慌により国内でもデフレスパイラル現象に突入し、国・地方の活力はますます疲弊し早急な対応策が望まれます。

本町財政もその影響を大いに受け、きわめて厳しい状況下にあります。徹底した歳出削減を

新年のごあいさつ

上板町議会議長 前田 忠道

新年明けましておめでとうございませう。

皆様には、清々しい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、町行政並びに議会活動に温かいご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、衆議院の総選挙で三

図り、徴収率向上等による歳入の確保に努め財政健全化に取り組む必要があります。しかし、財政厳しいときこそ住民のニーズを踏まえ、状況に即した効率的・効果的（エコ）なまちづくりを進めていくべきだと考えております。

本年の重要事業として、まず、子育て支援の充実と教育環境の整備です。新型インフルエンザのワクチン接種については、妊婦や高校生相当年齢までの子ども等への費用負担の軽減を実施しています。また、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるように安心安全な環境づくりを進めることが最重要課題だと考えます。上板中学校体育館の改築は年度内完成をめざし工事

を進めており、工事完了済みの上板中学校校舎棟・管理棟耐震・改修工事をはじめ、町内各学校の耐震・改修工事にも順次とりかかる予定であります。そして、住民の安全を第一に考え、学校以外にも消防車両と食料備蓄を兼ね備えた大山消防コミュニティセンターを西分地区に建設中であり、古くなった消防自動車の買い換え、避難場所の確保等、防災施設・備蓄品の設備充実に努めます。

次に、遊林農地・耕作放棄地のない農村作りです。五年後十年後も上板町が緑豊かな豊稷の地であるために、また、次世代に農地を引き継ぐために、地域住民・農家・JA・行政が連携して、本町の実情に合った集落営農組合の組織作りに取り組み、運営方法について共に考え行動したいと思っております。

二十一世紀は環境と人権が最大の問題だと言われています。そこで、生活環境の整備保全としての取り組みです。神宅団地の合併処理浄化槽整備工事は今年度中に完了予定であり、このことにより公共水域の水質が改善され、団地をはじめ周辺地域の環境が改善されると思われます。また、地球温暖化対策を見据えたクリーンエネルギーの推進、太陽光発電設備の設置、緑のカーテンによる夏の防暑対策、ゴミの分別収集の強力推進等に取り組んでまいります。

そして、人権問題です。部落差別問題をはじめ、現存する障害者・高齢者・女性等に対する様々な人権問題の解決が大切であります。最近では、インターネットや携帯電話を利用したブログや掲示板への書き込みで多くの子どもたちの心が傷つけられ、時には命まで失うような事にもなりかねず、大きな問題になりました。

大の問題だと言われています。そこで、生活環境の整備保全としての取り組みです。神宅団地の合併処理浄化槽整備工事は今年度中に完了予定であり、このことにより公共水域の水質が改善され、団地をはじめ周辺地域の環境が改善されると思われます。また、地球温暖化対策を見据えたクリーンエネルギーの推進、太陽光発電設備の設置、緑のカーテンによる夏の防暑対策、ゴミの分別収集の強力推進等に取り組んでまいります。

そして、人権問題です。部落差別問題をはじめ、現存する障害者・高齢者・女性等に対する様々な人権問題の解決が大切であります。最近では、インターネットや携帯電話を利用したブログや掲示板への書き込みで多くの子どもたちの心が傷つけられ、時には命まで失うような事にもなりかねず、大きな問題になりました。

力を合わせて取り組むことを、再確認し合い、職責を全うして行きたいと考えております。上板町で生活をしている誰もが住んでいてよかったと思える町、安心して暮らせる町を目指して、議会の権能を十分に果たせるよう努めると共に、この豊かな自然環境を子どもたちやそのまた子どもたちの世代に引き継ぐ住環境の保全、地域社会の再生という大きな課題を達成するため、関係機関と相まって最

大の効果が上がるよう町民の皆様方と一緒に積極的に取り組んでまいり所存であります。どうか今年も、町民皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、本年が皆様方にとりまして、幸せ多い年でありますようお願い申し上げます。新年のご挨拶と致します。



平成二十一年八月二十八日徳島県郷土文化会館において在宅



塩田悦子氏

介護功労者県知事表彰が伝達されました。
これは、義母が病で倒れ寝たきりとなつてから、四年以上の間つききりで献身的な介護を続けたことにより表彰されました。
塩田氏の表彰を心からお喜び申し上げますと共にご健康をお祈りいたします。

在宅介護功労者県知事表彰

山田氏は、健康保険鳴門病院に勤務され、検査部および健康管理センター技師長を務め、徳



山田勝征氏

島県をはじめ四国臨床検査技師会会長、日本臨床検査技師会各種委員などを歴任されました。
臨床検査の学会長、研修会講師、講演などを積極的に行い、臨床検査技師の指導育成、技術・知識の向上に多大な貢献をされました。
山田氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

瑞宝単光章受章（保健衛生功労）

平成二十一年十一月一日付で、旭日双光章を受章されました。



松田清氏

氏は、昭和四十六年十月に初当選以来、現在も上板町議会議員として本町発展のために活躍されております。
これら永年の功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。
松田氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

旭日双光章受章（地方自治功労）

メンタルヘルスボランティアたんぽぽをご存知ですか？

平成11年5月31日に結成されたメンタルヘルスボランティアたんぽぽは、今年で10年目を迎えました。心を病む人もそうでない人も一緒に幸せに暮らしていける地域づくりを支援する会です。町民の心の健康を増進し、また心の病について理解を深めるため、現在23名の方が次の活動を行っています。

- ①ソーシャルクラブ上板（精神障害者の社会復帰のための会）やアトリエいちょう（障害者の集いの場）へ参加して障害者との交流を深めています。
- ②会員の研修や交流のための定例会を開催しています。
- ③その他、障害者への支援活動を行っています。

その功績が認められ、11月5日の精神保健福祉展の場において徳島県精神保健福祉協会から表彰されました。入会しボランティア活動を行ってみたいと思われる方は、福祉保健課694-6810へお問い合わせください。入会金は、1,000円です。メンタルヘルスボランティアの活動の輪が広がり上板町の心を病む人もそうでない人も地域で当たり前のように生活できる事を望みます。



上板町議会だより

◎平成二十一年第三回定例会の概要

第三回定例会は、九月十五日から九月十八日までの四日間の日程で開かれました。

開会日には、納田町長が町政に取り組む所信と行政改革の推進、環境問題、農業問題、耐震問題、教育問題、人権問題、財政問題など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、行財政改革、徴収率の向上対策、農業問題、環境問題、耐震問題、教育問題、などが論議されました。

（議員九名から一般質問）

町長提出議案二十一件が、可決、認定、承認されました。

議員提案五件の内、三件が可決、二件が採決されました。

◎議会議員全員協議会

平成二十一年九月八日
第三回定例会提出議案の協議を行なう。

◎平成二十一年第四回臨時会の概要

平成二十一年十一月二十四日
町長提出議案四件が可決され、議員提案一件が可決されました。

東とくしま小学生俳句大会

去る十月三十一日(土)、小松島市ミリカホールで東とくしま小学生俳句大会の表彰式を行い、同六日(金)まで入賞作品の展示を行いました。この俳句大会は、上板町等十二市町村でつくる徳島東部市村懇話会の事業として前年度から始まりました。

上板町長賞

日焼けした顔がそろそろよ新学期 松島小学校 五年 七條 敦弥

上板町教育長賞

コスモスが風にゆられてほぼえんだ 高志小学校 六年 戸田 彩加

入選

秋の空夕日が真っ赤に燃えている 東光小学校 五年 中村 もも
ぬぎ捨てたせみのぬけがら木の枝に 東光小学校 六年 赤澤 裕也
白球を追いかけて過ぎゆく夏休み 東光小学校 六年 高田 浩平
ふうりんがなると同時にせみも鳴く 松島小学校 五年 先田 圭吾
明るくて勇気をくれるヒマワリだ 松島小学校 六年 清水 満喜子
かぜにゆれすすきがみんなたのしそう 高志小学校 五年 板東 ゆりな
秋風にせなかおさる運動会 高志小学校 六年 泊 奈央
帰り道空には大きないわし雲 高志小学校 六年 本保 果穂

平成二十一年度税に関する作品コンクール入賞者

◆中学生・作文の部

税金に支えられて

上板中学校 三年 山下 千晶

税金の使われ方

上板中学校 三年 鈴木 陽平

◆小学生・作文の部

大切な税金

神宅小学校 六年 出葉 優花

ぼくと税金

東光小学校 五年 大塚 和奈

みんなの税金

松島小学校 六年 鈴木日向子

◆感謝状贈呈校

高志小学校

防犯パレード実施

去る十月十七日「みんなでつこう安心のまち」をスローガンに、全国地域安全運動の一環として、上板町防犯推進委員協議会(前田忠道会長)による、防犯パレードが実施されました。今年は、高志小学校のファンファーレバンドと四・五・六年生の参加により高志小学校を出発し、校区内約一・六キロを進行し、地域の安全と防犯意識の向上をPRしました。



また、パレード終了後、同協議会役員により町内防犯パトロールが行われました。

子どもを虐待から守るために

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代に引き継がれる恐れもあります。

「虐待を受けたと思われる子ども」がいた時の連絡先

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、こども女性相談センターや役場福祉保健課の窓口にご相談(通告)してください。相談内容や連絡した人が特定されないように秘密は守ります。

——児童相談所全国共通ダイヤル——

(お住まいの地域の児童相談所等に電話をつないでくれます。)

0570-064-000

上板町役場福祉保健課:088-694-6810
こども女性相談センター(旧中央児童相談所):088-622-2205

「あなた」からのこども女性相談センターや役場福祉保健課への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

火災予防パレード実施

去る十一月十三日、秋季全国火災予防運動行事の一環として、板野西部消防署主催による、松島小学校少年少女消防クラブと金管バンド及び本町消防団(合計約百名)参加の火災予防パレードが実施されました。

松島小

学校を出発し、校区内約二キロを進行し、火災予防意識の高揚と地域住民の安全を願いました。



秋季火災予防パレード

秋季全国火災予防運動行事の一環として、去る十一月九日、上板町消防団(中川 直団長)による町内一円での火災予防パレードが実施されました。

町内六分団より団員二十六名と消防ポンプ自動車六台が参加し、午後六時三十分より役場前で出発式を行ったあと、約二時間をかけて町内を巡回し、「火災予防」を呼びかけました。

平成二十一年度 ハンセン病回復者と県民との交流会

平成二十一年十一月十二日に平成二十一年度ハンセン病回復者一泊里帰り事業の一環として、徳島県ハンセン病支援協会・徳島県の共催により県民との交流会が上板町で開催されました。

香川、岡山両県の国立ハンセン病療養所に入所している県出身のハンセン病回復者十人が本町を訪れ住民と交流を図りました。

交流会には町及び板野郡内の団体から約七十人の参加があり、回復者からはハンセン病に翻弄された人生や現在の生活などを語ってくれました。参加者は、回復者の体験談に真剣な表情で聞き入っていました。

また、昼食には上板町婦人会のメンバーによる郷土料理も振るまわれました。

交流会には町及び板野郡内の団体から約七十人の参加があり、回復者からはハンセン病に翻弄された人生や現在の生活などを語ってくれました。参加者は、回復者の体験談に真剣な表情で聞き入っていました。

第十八回 歩け歩け大会

昨年十一月八日に町民の健康増進を目的に国民健康保険事業第十八回歩け歩け大会が上板町歩こう会のご協力により開催されました。午前八時二十分上板町役場を出発、五番地藏寺、愛染院を経て役場に帰る約九kmのコースを参加者約三十名が生き生きと歩きました。当日は晴天に恵まれ参加者の健康ウォークにより寒気を吹き飛ばしました。



平成21年度 上板町文化祭

平成21年11月22日(日)・23日(月)の二日間、上板町文化協会主催による上板町文化祭が開催されました。芸能・展示・バザー等のプログラムが、町民皆様のご協力とご参加により、盛況のうちに終了できましたことに御礼を申し上げます。



2009上板町人権フェスティバル開催される

12月6日
(日)

『「人権尊重」と「平和の町」かみいたをめぐして』をスローガンに、人権週間の恒例行事、上板町人権フェスティバルが、農村環境改善センターで開催されました。町内全幼稚園の園児、全小・中学校の児童・生徒による人権作品の展示や人権劇・人権意見作文の発表があり、日頃の学校教育での人権学習の成果が見事に披露され、参加者に大きな感動を与えてくれました。

今年は大きく趣向を変え、司会進行は六名の上板中学校生徒会役員によって進められ、上板中学校吹奏楽部による開会ファンファールで華やかに幕が開かれました。また、「上板町中央公民館手話講座」の皆さまの手話と、「徳島県筆記通訳者協会上板支部あい」の皆さまの要約筆記による通訳など、新たな試みが多数盛り込まれ、参加者の皆さまからも高く評価をいただきました。

人権問題講演会では、部落解放同盟中央執行委員長 組坂繁之氏をお招きし、「人権・平和・環境の時代へ」と題して行われ、「人権教育は知識ではなく、心でいかに理解しているかが重要である。」「個々の人権問題を解決するためには、同和問題を柱とした取組が必要ではあるが、いかに人権問題を自分の身近なところに引きつけて、一人ひとりが考えられるかどうかが重要である。」などの内容で、お話をいただきました。



あじさいコーラスによる合唱では「さくら」「わたしと小鳥と鈴と」「手紙」が披露され、美しい歌声が会場いっぱいに広がりました。

この日は、約四〇〇名の方に参加をいただき、参加者の皆さま、協力いただきましたすべての方々にお礼を申し上げます。ご協力、ありがとうございました。

第二十九回上板町 親睦ゲートボール大会

親睦ゲートボール大会が、昨年九月二十五日(金)にわかばパークドームにおいて、七チームが参加し、開催されました。選手の皆さんは、真剣な眼差しでプレーしながら、健康的な汗を流し、親睦を一層深めていました。

成績は次のとおりです。

- ◇優勝 椎 本チーム
- ◇準優勝 大山東チーム
- ◇第三位 神宮寺チーム



秋季ナイター ソフトボール大会

平成二十一年度秋季ナイターソフトボール大会が、昨年十月九日(金)から三日間ファミリースポーツ公園で町内六チームが参加し、開催されました。

決勝戦は、レストラン際とマックスボーイズの対戦となり、試合を優位に進めたレストラン際が、見事、優勝の栄冠に輝きました。

成績は次のとおりです。

- ◇優勝 レストラン際
- ◇準優勝 マックスボーイズ
- ◇第三位 弁慶クラブ



町内ソフトテニス大会

平成二十一年度町内ソフトテニス大会が、昨年十月十八日(日)ファミリースポーツ公園で開催されました。約五十名が参加し、熱戦が繰り広げられました。

成績は次のとおりです。

- 一般の部
 - ◇優勝 高原新一組
 - ◇準優勝 高畑博之組
 - ◇第三位 廣澤直人組
- 中学生の部
 - ◇優勝 松本幸夫組
 - ◇準優勝 三倉照香組
 - ◇第三位 藤本照香組
- ◇優勝 岡本晃平組



- ◇準優勝 長坂克己組
- ◇第三位 山下勝也組
- 板近藤貴弥組

板野マラソン大会

昨年十月二十五日(日)に平成二十一年度板野マラソン大会(板野郡体育協会主催)が上板町老人福祉センター周辺コースで開催されました。

成績は次のとおりです。

高校生男子の部(8km)

◇第三位

影山 航大(阿波高校二年)

記録(三十分四十八秒)

一般男子の部(8km)

◇第二位

藤原 康至(徳島ACC)

記録(二十六分五十六秒)

◇第三位

武知 聖也(寺内製作所)

記録(二十七分十二秒)

町内硬式テニス大会

平成二十一年度町内硬式テニス大会が、昨年十一月一日(日)ファミリースポーツ公園で開催されました。約三十名の参加者は、テニスを楽しみ快い汗を流しながら、ボールを追いかけていました。

成績は次のとおりです。

- ◇優勝 小原克己組
- ◇準優勝 新見政一組
- ◇第三位 中北禎久組
- 柏岡直樹組
- 真田進組
- 柏木正照組



板野郡町対抗駅伝大会

昨年十一月八日(日)に第四十六回板野郡町対抗駅伝大会(板野郡体育協会主催)が上板町老人福祉センター周回コース(七区間・二十四km)で開催されました。

参加した上板町チームは、選手一人一人が持てる力を十分に発揮し、一時間十九分九秒でたすきをゴールまでつなぎ見事十年ぶりに優勝に輝きました。上板町チームの健闘を称えたいと思います。

○監督

切原 宏和

○コーチ

(徳島科学技術高等学校)

○選手

新開 優也 (上板中学校)
藤原 康至 (美馬中学校)
(徳島A)

グラウンドゴルフ競技会

平成二十一年度グラウンドゴルフ競技会が、昨年十二月四日(金)にファミリースポーツ公園で約六十名が参加し開催されました。

選手の皆さんは寒さも忘れ一打ごとに一喜一憂していました。成績は次のとおりです。

- ◇優勝 三木 房子
- ◇準優勝 多田 博一
- ◇第三位 森高 俊代



梶本 知宏 (上板中学校三年)
影山 航大 (阿波高等学校二年)
新開 智礼 (徳島科学技術高等学校二年)
武知 聖也 (寺内製作所)
正木 一平 (徳島工業大学二学年)
(徳島刑務所)
作本 匠

高 齢 者 虐 待 防 止 法 の 概 要

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることとしています。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律より)

この法律では、65歳以上の者に対する養護者および養介護施設従事者等による虐待を高齢者虐待とし、次のような行為を虐待と定義しています。

高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

区 分	定 義
身 体 的 虐 待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心 理 的 虐 待	高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性 的 虐 待	高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経 済 的 虐 待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者らの不当に財産上の利益を得ること。

このような虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、町に通報するよう努めなければならないとされており、特に、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに通報しなければなりません。(虐待を受けた高齢者本人の場合は、町に対する届出。)

また、高齢者虐待を未然に防止するためには、高齢者自身の悩みや養護者の介護上の不安・不満等を解消、軽減することが大切ですので、介護や高齢者虐待に関する御相談については、

上板町包括支援センター 電話 694 - 5597 までご連絡ください

募 集

四国職業能力開発大学校
平成22年度学生募集

募集学科・定員◆生産技術科20名、電子情報技術科30名、住居環境科20名
応募資格◆高等学校を卒業した者(3月卒業見込み者を含む)
入試科目◆数学(数学Ⅰ)、英語(英語Ⅰ)
願書受付◆平成22年1月19日(火)～1月28日(木)(消印有効)
試験日◆平成22年2月4日(木)
合格発表◆平成22年2月17日(水)
お問い合わせ◆
四国職業能力開発大学校 学務課
〒763-0093 香川県丸亀市郡家町3202番地
TEL 0877-24-6255

放送大学4月生募集

放送大学では、平成22年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。放送大学は、テレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。
出願期間◆平成22年2月28日まで
資料請求先◆放送大学徳島学習センター
TEL 088-602-0151

NHK学園受講者募集中

NHK学園では、生涯学習通信講座の受講者を募集しています。まずは、無料の案内書をご請求ください。
募集内容◆生涯学習通信講座
(趣味から資格まで全200コース以上)
募集期間◆生涯学習通信講座 通年申込受付
お問い合わせ◆NHK学園
TEL 042-572-3151(代表)
案内書請求フリーダイヤル 0120-06-8881

お子さまの教育資金を
「国の教育ローン」が
サポート

【ご融資額】

学生・生徒1人あたり300万円以内

【利 率】

年2.65%(固定金利、平成21年11月10日現在)

※平成20年10月からご利用いただける方の年収上限額が変更となりました。

詳しくは教育ローンコールセンター
又は最寄の支店(国民生活事業)へハローコール
0570-008656

(注)

- 1 全国から市内通話料金でご利用いただけます。
- 2 お客さまが加入されている電話でご利用いただけない場合は、(03)5321-8656におかけください。

受付時間

月～金/9～21時

土曜日/9～17時

※日曜日、祝日、年末年始はご利用いただけません。

日本政策金融公庫
国民生活事業

平成22年度上板町臨時・嘱託職員の登録者を募集

上板町において臨時・嘱託職員が必要な場合に、
登録者の中から臨時的に採用します。

募集要項は次のとおりです。

《事務補佐員等》 資 格 運転免許を有する者
任用期日において65歳未満の者

《衛生作業員・送迎バス運転員》

資 格 運転免許(保育所は大型免許)を有する者
任用期日において65歳未満の者

《嘱託保育士・幼稚園助教諭》

資 格 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者
任用期日において55歳未満の者

《看 護 師》

資 格 看護師免許又は准看護師免許を有する者
任用期日において55歳未満の者

《調理師・栄養士》

資 格 調理師又は栄養士の資格を有する者
任用期日において65歳未満の者

◎登録申込み

市販の履歴書を役場総務課へ提出してください。

※運転員・嘱託保育士・助教諭・看護師・調理師等については、資格証等の写しを添付のこと。

◎申 込 期 間 1月4日(月)～1月29日(金)

◎採 用 方 法 書類選考及び面接

◎お問い合わせ 上板町役場総務課 (TEL 694-6801)

★平成21年度中に臨時職員として採用・登録された方も平成22年度は新たに登録してください。

平成22年度 さくら保育所入所申込み受付

平成22年度にさくら保育所へ乳幼児の入所を希望される保護者の方は、早急に入所申込書をさくら保育所へ提出してください。入所申込書は、さくら保育所又は役場福祉保健課にあります。

また、年度途中で入所を希望される方も、今回に申込書を提出してください。入所の基準は、保護者が次のいずれかの事情により児童を保育できないと認められる場合です。

- ① 保護者が常に労働している。
- ② 保護者が妊娠中又は出産後間がない。
- ③ 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷している。
- ④ 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族を常時介護している。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。

【入所対象児】 満6ヶ月児から3歳児まで(平成18年4月2日以降に生まれたもの)

【受 付 期 間】 1月4日から1月8日まで

【お問い合わせ】 上板町立さくら保育所 上板町西分字日吉前20-1
TEL 694-8180

国立大学法人等職員採用試験のお知らせ

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験の試験案内の配布が始まりました。

●受 験 資 格: 昭和56年4月2日以降に生まれた者

●受 付 期 間: 4月1日(木)～4月9日(金)

●第一次試験日: 5月16日(日)

詳しくはホームページをごらんください。 <http://home.hiroshima-u.ac.jp/jinji/shiken/>

【問い合わせ先】 中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会
採用試験事務室 TEL 082-424-5616

お 知 ら せ

上板町成人式について

成人の日、それは大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする成年を励ますための祝日です。上板町では、この趣旨によって、次のとおり成人式を実施いたします。

日時◆平成 22 年 1 月 2 日(土)

午前 9 時 30 分受付 午前 10 時開始

会場◆上板町役場 2 階 中央公民館 大会議室

該当者◆平成元年 4 月 2 日～平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた方

お問い合わせ◆

上板町教育委員会 TEL 694-6814

※当日の服装は自由としますが、派手にならないようにしてください。当日はたいへん混雑が予想されます。出席される皆さまは時間に余裕を持ってお越しいただき、必ず受付を済ませてください。受付名簿により後日、記念写真(無料)を送付いたします。

女性特有のがん検診推進事業について

国のがん対策の推進として「女性特有のがん検診推進事業」を実施しています。一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポンを配布しています。検診は平成 22 年 3 月 31 日までとなっております。まだ、クーポン券を使われてない方はお早めに受診しましょう。

＜無料クーポン対象年齢＞

●子宮頸がん検診(平成 21 年 4 月 1 日現在年齢)

年齢	生 年 月 日
20 歳	昭和 63 年 4 月 2 日～平成 元 年 4 月 1 日
25 歳	昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日
30 歳	昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日
35 歳	昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日
40 歳	昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日

●乳がん検診(平成 21 年 4 月 1 日現在年齢)

年齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日
45 歳	昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日
50 歳	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日
55 歳	昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 29 年 4 月 1 日
60 歳	昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日

国民健康保険加入者のみなさま
特定健康診査の受診はお済みですか？

平成 20 年度より 40 歳～74 歳の方を対象に「特定健診・特定保健指導」を行っています。

お手元に送付してあります特定健康診査の受診券の有効期限は 2010 年(平成 22 年) 2 月 28 日までとなっております。まだ、受診をされていない方はお早めに受診してください。

お問い合わせ◆税務課 TEL 694-6807

「全国訪問おはなし隊キャラバンカー」人権センター来館

たくさんの絵本を載せたキャラバンカーが来館し、積載した絵本やキャラバンカーを見て楽しんでもらった後に、大型紙芝居又は絵本読み聞かせの「おはなし会」を行います。

場所◆人権センター駐車場及び 2 階大会議室

日程◆平成 22 年 1 月 31 日(日)

14:30～キャラバンカー見学

15:05～15:35 おはなし会(大型紙芝居)

お問い合わせ◆

人権センター TEL 694-3020

中央広域環境施設組合から指名願
いの受付等について

受付期間◆平成 22 年 2 月 1 日(月)～3 月 31 日(水)必着

有効期間◆平成 22 年 4 月 1 日から 1 年間(平成 22 年度)

提出場所◆中央広域環境施設組合(郵送でも受け付けます。)

種類◆建設工事関係、測量・建設コンサルタント関係、運搬関係(一般貨物運送事業許可業者)、物品の製造、買入れ、売払い、役務提供関係

提出先◆〒771-1402

徳島県阿波市吉野町西条字藤原 70-1

中央広域環境施設組合 管理者 野崎 國勝

お問い合わせ◆中央広域環境施設組合

中央広域環境センター業務課

TEL(088)637-7127 FAX(088)637-7128

供託の新しい制度～オンライン申請・電子納付について

法務局で取り扱っています供託(地代・家賃弁済供託等)手続が、自宅や事務所のパソコンを利用して、インターネットによるオンライン申請が可能となりました。

また、供託金の納付の方法も、インターネットバンキングやペイジーマークのある郵便局等の A T M を利用した電子納付が可能となるなど、より利用しやすい制度となっております。

お問い合わせ◆徳島地方法務局供託課

TEL 088-622-4867

法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>)

裁判員制度定期説明会開催

徳島地方裁判所において、裁判員制度の説明会を開催します。お気軽に、ご参加ください。事前のお申込は必要ありません。開催当日に、ご自由にお越しください。

日時◆平成 22 年 2 月 15 日(月)

午後 2 時～3 時 30 分

場所◆徳島地方裁判所(徳島町 1-5)

大会議室・裁判員裁判用法廷

内容◆裁判員制度等に関する説明・質疑応答、裁判員裁判用法廷の見学、裁判傍聴

お問い合わせ◆徳島地方裁判所総務課庶務係
TEL 088-652-3141

水道課から凍結防止の
お知らせ

これから寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は凍結破損する恐れがありますので、特に夜間は防寒布等で保護し、水道事故を防止しましょう。



なお、転出・転勤等で水道を休止、廃止、撤去する場合は、申請手続きが必要です。

広報綴り無料で配布中



「広報かみいた」の広報綴りを無料で配布しております。生活に密着した企業広告も掲載されており、大変便利です。どうぞご利用ください。

必要な方は、役場総務課、人権センター、馬道会館までお越しください。

■お問い合わせ

総務課 TEL 694-6801

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」
徳 島 県 最 低 賃 金

平成 21 年 10 月 1 日から

労働者 みんなの 最賃

時間額 6 3 3 円

* 特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

お問い合わせ先

徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL 088-652-9165)
又は最寄りの労働基準監督署まで

所得税の確定申告は、自分で書いてお早めに！

平成21年分の所得税の確定申告は、2月16日(火)から始まります。申告・納付の期限は3月15日(月)です。期限間近になりますと鳴門税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。申告書はできるだけ自分で記載し、お早めに提出してください。

また、作成した申告書は郵送でも提出できます。なお、還付申告の方は2月15日(月)以前でも申告書を提出することができます。

○ 確定申告をしなければならない人

1. 一般の人の場合

配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得等（源泉分離課税の対象となる利子所得、配当所得等や確定申告しないことを選択した配当所得及び源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等に係る譲渡所得等は除きます。）のある人は、これらの所得金額の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額の合計額を超える場合において、課税総所得金額等に対する税額が配当控除額を超えるときは、確定申告しなければなりません。

2. 給与所得者の場合

給与所得者の大部分の方は「年末調整」により所得税が精算されますので申告する必要はありません。しかし、次のような人は、確定申告しなければなりません

- (1) その年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 1か所から給与を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額（源泉分離課税の対象となる利子所得、配当所得等や確定申告しないことを選択した配当所得及び源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等に係る譲渡所得等は除きます。）の合計額が20万円を超える人。
- (3) 2か所以上から給与を受けている人で、主たる給与の支払者以外の者から支払を受ける給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額（上記(2)に同じ。）との合計額が20万円を超える人

ただし、給与所得の収入金額の合計額から社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、しかも、給与所得及び退職所得以外の所得の金額（上記(2)に同じ。）の合計額が20万円以下の人は、確定申告する必要はありません。

なお、上記の(1)、(2)、(3)は、給与等のすべてについて所得税の源泉徴収をされることが前提条件となっており、給与等について源泉徴収に関する規定の適用がない場合には、上記1によります。

3. 退職所得がある人の場合

退職所得も、そのほとんどの場合は源泉徴収だけですまされ、確定申告をする必要はありませんが、退職金の支払を受ける際に支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために20%の税率で源泉徴収された場合で、その源泉徴収された税額が正規の方法で計算した税額より少ない時には確定申告をしなければなりません。

なお、退職所得を申告しなくてもよい人でも、それ以外の所得について上記の1又は2の場合に当てはまる人は、退職所得以外の所得については、確定申告する必要があります。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けようとする方は、確定申告が必要です。また、源泉徴収された所得税の還付を受けるため（給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除を受ける場合等）に確定申告する場合には、給与所得や退職所得以外の所得についても併せて申告しなければなりません。

○ 贈与税の申告と納税をお忘れなく

平成21年1月1日から平成21年12月31日の1年間に、個人からもらった財産の価値が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

○ パソコンで申告書等の作成や確定申告することができます

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページにアクセスしてください。「確定申告書等作成コーナー」で、申告書等が簡単に作成できます。[<http://www.nta.go.jp>]

また、インターネットを利用して確定申告をすることができます。このサービスをe-Tax（イータックス）といいます。e-Taxを利用すると次のようなメリットがあります。



●ポイント①

国税庁ホームページから直接申告できます！

●ポイント②

最高5,000円の税額控除！

平成19年分から平成22年分のいずれかの年分で1回、一定条件のもと、最高5,000円の税額控除を受けることができます。

●ポイント③

還付金がスピーディー！

3週間程度に短縮されます。

●ポイント④

添付書類が提出不要！

一定の種類の提出又は提示を省略することができます。なお、申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。

●ポイント⑤

税務署が閉まっても大丈夫！

受付システムの利用可能時間内であれば、いつでも申告ができます。なお、確定申告期間は24時間申告ができます。

イータックス
e-Taxのホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）で事前準備や、詳しい情報がご覧いただけます。

○ 鳴門税務署の申告相談等

鳴門税務署（TEL685-4101）では、鳴門税務署1階会議室において、所得税・個人事業者の消費税・贈与税の申告相談及び申告書の受付を下記のとおり行います。

	申告相談・申告書受付期間（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）
所得	平成22年2月16日（火）～平成22年3月15日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成22年1月4日（月）～平成22年3月31日（水）
贈与	平成22年2月1日（月）～平成22年3月15日（月）

（注）納税の期限は、それぞれの期間の末日です。

○ 納税は口座振替をご利用ください

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になれます。

口座振替による納税は、一度手続きをしていただければ、継続してご利用いただけます。うっかり納期限を忘れてしまっても安心です。是非、ご利用ください。

なお、振替納税をご利用の場合、所得税の振替日は4月22日（木）、消費税及び地方消費税の振替日は4月27日（火）です。

【 確定申告期前の説明会 】

所得税の確定申告の時期が近づいてきました。

本年も、所得が公的年金のみの方及び平成21年中に住宅を建築された方等の住宅借入金等特別控除の説明会を次のとおり行います。

この説明会は、収入が公的年金のみの方、住宅借入金等特別控除を受ける方は給与収入のみの方に限り行いますので、他の所得と合算される方は除きます。

なお、該当されると思われる方には、1月中旬から下旬にかけて役場税務課から通知いたします。

◇公的年金のみの方

- 日時 平成22年2月10日（水）午前10時～
- 会場 上板町農村環境改善センター・農事研修室（役場東隣）

◇住宅借入金等特別控除を受ける方

- 日時 平成22年2月4日（木）午後2時～
- 会場 板野ふれあいプラザ（板野西小学校東隣）

平成22年度 個人町・県民税の税制改正内容！

個人町・県民税の住宅ローン控除 (平成21年から平成25年までに入居された方)の創設

平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている方で、所得税から引き切れなかった額がある場合は、その引き切れなかった額を個人町・県民税（所得割）から控除する制度（住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除））が創設されました。

控 除 適 用 額

個人町・県民税の住宅ローン控除額（平成21年から平成25年までに入居された方）

Ⅱ

- (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引き切れなかった額
または
- (2) 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高97,500円）
のいずれか少ない金額

※この額が0円になる場合は、個人町・県民税への住宅ローン控除の適用はありません。

住宅ローン控除を個人町・県民税に適用するには

個人町・県民税の住宅ローン控除の申告を町税務課にさせていただく必要はありません。ただし、給与所得者の方が、個人町・県民税について住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年1月頃に配付される『給与所得の源泉徴収票』の『(摘要)』欄に『住宅借入金等特別控除可能額』と『居住開始年月日』が記載されている必要があります。

必ずご確認のうえ、記載がない場合は、お勤め先の給与担当部署にお問い合わせ願います。

記載がなければ個人町・県民税に住宅ローン控除が適用されません。

所得税の確定申告をされる方は、確定申告書に『住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を添付し、税務署に提出してください。

所得税の住宅ローン控除については、国税庁ホームページ・タックスアンサーNo.1210 マイホームの取得等と所得税の税額控除をご覧ください。

上場株式等の配当所得にかかる申告分離課税制度の創設

平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等にかかる配当所得について申告した場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができるようになり、申告分離課税を選択された場合は、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能になりました。

平成22年度以降の個人町・県民税において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等にかかる譲渡損失の金額のうち、前年以前で控除されていないものがある場合には、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。

ただし、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

個人町・県民税の住宅ローン控除 (平成 11 年から平成 18 年までに入居された方)の改正

控除を受けるための申告が原則不要になりました。

平成 11 年から平成 18 年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引き切れなかった額がある場合は、申告をせずとも個人町・県民税に住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）が適用されることとなりました。

控 除 適 用 額

個人町・県民税の住宅ローン控除額（平成 11 年から平成 18 年までに入居された方）

Ⅱ

- (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引き切れなかった額
または
- (2) 所得税の課税総所得金額等の合計額に 5 % を乗じて得た額（最高 97,500 円）
のいずれか少ない金額

※この額が 0 円になる場合は、個人町・県民税への住宅ローン控除の適用はありません。

住宅ローン控除を個人町・県民税に適用するには

個人町・県民税の住宅ローン控除の申告を町税務課にいただく必要はありません

ただし、給与所得の方が、個人町・県民税について住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年 1 月頃に配付される『給与所得の源泉徴収票』の『(摘要)』欄に『住宅借入金等特別控除可能額』と『居住開始年月日』が記載されている必要があります。

必ずご確認のうえ、記載がない場合は、お勤め先の給与担当部署にお問い合わせ願います。

記載がなければ個人町・県民税に住宅ローン控除が適用されません。

所得税の確定申告をされる方については、確定申告書に『住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を添付し、税務署に提出してください。

なお、申告の必要がある場合には、これまでと同様に町税務課へ申告を行っていただき、控除の適用を受けることができます。

これは、退職所得・山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受けている方（平成 11 年から平成 18 年までに入居した方）については、新たな住宅ローン控除と税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除とで、控除される金額が異なる場合があります。

申告をされる場合には、毎年 3 月 15 日までに、町税務課へ申告書を提出する必要があります。

※期限までに申告されなかった場合は、自動的に、申告を不要とする新たな住宅ローン控除の適用を受けることになります。

国民健康保険よりおねがい

国保財政は、国保加入者皆様方の保険税、国県からの支出金・交付金等で運営されています。ここ数年間医療費が年々増え続けており財政運営が非常に厳しくなっています。日頃からの自分の身体へのちょっとした心がけ、上手な受診で医療費の節約に努めましょう。

この時期、寒さも厳しく空気も乾燥していますので、帰宅時はうがい手洗い等を心がけ十分な栄養と睡眠をとり風邪やインフルエンザなどの予防に心がけましょう。

20 新成人のみなさんおめでとうございます 歳がスタート！国民年金

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

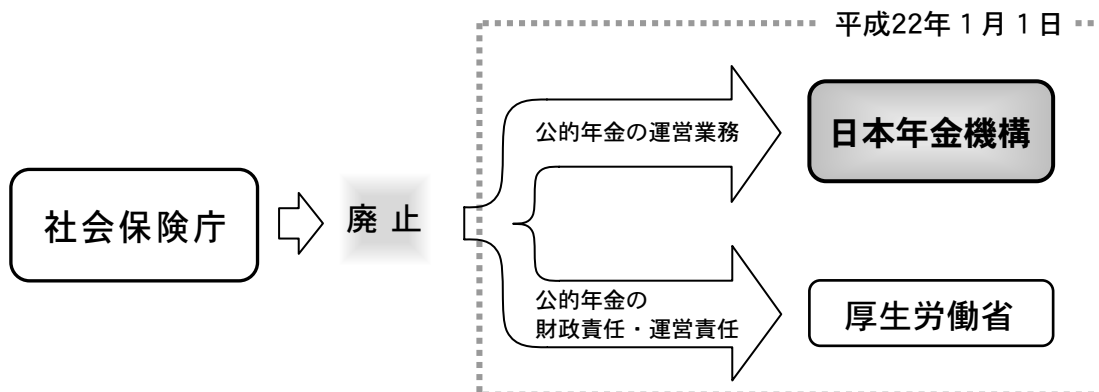
20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

にっぽん 「日本年金機構」が 今年1月1日からスタート！

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。～

国民の皆様の信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、
社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。
- 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきますこととなりますが、国民の皆様方に何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



保健行事予定表 1 月～3 月

I. 健康相談・健康教育

月／日	時 間	場 所	内 容	担 当
1 / 5	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
2 / 2	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士
3 / 2	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

II. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
2 / 10	13:15～14:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科診察・育児相談	H21年3月・4月・9月・10月生

2. 1 歳 6 カ月児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
2 / 4	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科・歯科診察・歯科相談・栄養・育児相談・聴力検査	H20.6.1 生～H20.8.31 生

3. 3 歳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
3 / 24	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・尿検査・歯科診察・歯科相談・内科・栄養・育児相談	H18.8.1 生～H18.10.31 生

III. 予防接種

1. 集団接種

1) ポリオ

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
1 / 20	13:30～14:30	農村環境改善センター	ポリオ投与	生後3月から90月までに2回接種
3 / 26	13:30～14:30			

2. 個別接種

「徳島県予防接種広域化」により、子どもの予防接種については、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医があるなど、町外医療機関での個別接種を受けることができます。（一部実施していない医療機関がありますので、主治医にお問い合わせください。）

予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので通知が届いたら、保護者の方は、医師と相談して接種計画を立てて受けてください。

個別接種の内容

BCG・百日咳ジフテリア破傷風混合・ジフテリア破傷風混合
麻疹風疹混合（または、麻疹・風疹）・日本脳炎

保健行事予定に関するお問い合わせ先 役場福祉保健課（☎694-6810）

新型インフルエンザワクチン接種について

接種場所について

内科、小児科、産婦人科等の医療機関で受けられます。接種を行っていない医療機関もありますので詳しくはかかりつけの医療機関または、福祉保健課にお問い合わせください。

接種費用について

接種費用は実費を徴収させていただきます。2回接種の場合、全国一律で1回目＝3,600円、2回目＝2,550円（1回目と異なる医療機関で接種する場合は3,600円）となります。上板町は生活保護、町民税非課税世帯及び妊婦、1歳から高校生相当年齢対象者に対して、費用負担の軽減を実施いたします。

① 生活保護、町民税非課税世帯の方は、全額免除です。

② 上記以外の妊婦および、1歳から高校生相当年齢対象者の方は、1回目＝1,800円、2回目＝1,300円を補助します。

詳しくは役場福祉保健課（☎694-6810）にお問い合わせください。



お誕生おめでとう

(平成21年8月～平成21年10月誕生まで)



●8月誕生

神宅 伊月義博・用子
女の子 美心(みいこ)
椎本 吉川朋秀・紀子
男の子 航生(こうき)
引野 梶田幸司・恭子
男の子 昊心郎(こうしろう)
上六條 鎌田敏宏・めぐみ
男の子 遼(りょう)
七條 橋本千尋・美保
男の子 凌(りょう)
鍛冶屋原 高橋 龍・久美子
男の子 海統(かいと)
泉谷 原田 実・佐代子
女の子 和凜(かりん)
佐藤塚 佐藤 誠・裕子
女の子 空音(そらね)

●9月誕生

七條 森 紀之・理恵
女の子 心優(みゆう)
高瀬 高瀬悟志・絵理
女の子 柚愛(ゆずな)
七條 野田知秀・祐子
男の子 陸斗(りくと)
神宅 加茂史利・綾
男の子 佑梗(うきよう)
引野 川崎郁也・瑞恵
男の子 優輝斗(ゆきと)
椎本 中原隆志・さおり
女の子 ひまり(ひまり)
七條 鳥羽正一・真智子
男の子 健太(けんた)
高瀬 藤原雅和・摩利
女の子 京香(きょうか)

●10月誕生

引野 蛭子谷裕二・由美子
男の子 悠斗(ゆうと)
引野 安友幸夫・真希
女の子 杏奈(あんな)
椎本 齋藤健司・文栄
男の子 高央(たかお)

平成21年度高齢者自転車安全運転競技大会優勝!!



昨年11月27日(金)に千松自動車教習所で開催された、実技と学科の総合得点を競う高齢者自転車安全運転競技大会において、上板町老人クラブ連合会が見事優勝しました。出場選手は次の方々です。

雲財 正己さん、樋口 勉さん、蛭子 仙二さん、
犬伏嘉太治さん、影山 勝雄さん、亀井トシ子さん、
本浄 久夫さん、前田 和子さん (順不同)

町民が世界で大活躍

阿部さん町長表敬

阿部八千代さん(上板町西分)は、台湾で開催された第21回夏季デフリンピックのテニス混合ダブルスで、銅メダルを獲得されました。ローマ大会、メルボルン大会に続き、三大会連続でのメダル獲得となりました。

また、同大会の成績優秀者として、厚生労働大臣表彰もうけられています。



(10月5日 町長室にて)

統計調査にご協力ください (2010年農林業センサス)



農林水産省では、2月1日現在で「2010年世界農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、農林業の実態を明らかにし、国や都道府県、市区町村はもちろん各方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

全国の農家や林家をはじめ、すべての農林業関係者を対象に行われる『農林業の国勢調査』ともいべきものです。

皆様のお宅や会社等に調査員が調査に伺いましたら、ご協力をお願いします。



「安楽寺方丈」 国登録有形文化財に

国登録有形文化財に

去る八月七日(金)、引野の四国八十八ヶ所第六番札所安楽寺の安楽寺方丈が国登録有形文化財に登録されました。

安楽寺方丈は江戸時代後期に建てられ、内部の上段の間は徳島藩藩主の座所と伝えられています。このことなどから、登録の基準「国土の歴史的景観に寄与しているもの」と認められ、登録されました。

上板町の国指定・登録文化財としては、選定保存技術「阿波藍製造」以来三十一年ぶり、登録に限っては初めてのことです。

